

職員の交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分等の基準について

H24.4.1 適用

事 由			懲戒処分				その他		
			免職	停職	減給	戒告	訓告	文書 注意	口頭 注意
飲酒運転等	1	酒酔い運転をした場合	○						
	2	酒気帯び運転で人身事故を起こした場合	○						
	3	酒気帯び運転をした場合(上記に該当する場合を除く)	○	○					
	4	酒酔い運転又は酒気帯び運転をしていることを知りながら同乗した場合。および酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら飲酒を勧めた場合。	○	○	○				
飲酒運転を伴わない交通事故(人身事故)	5	人を死亡させ、又は重傷(治療期間90日以上)を負わせた場合	○	○	○				
	6	人に重傷(治療期間30日以上90日未満)を負わせた場合		○	○	○			
	7	5, 6において措置義務違反のあった場合	○	○					
	8	公務中に人に傷害(治療期間15日以上30日未満)を負わせた場合			○	○	○	○	
	9	公務外に人に傷害(治療期間15日以上30日未満)を負わせた場合					○	○	
	10	人に傷害(治療期間15日未満)を負わせた場合					○	○	
	11	8から10において措置義務違反のあった場合	○	○	○				
交通法規違反(飲酒運転以外)	12	悪質な交通法規違反をした場合		○	○	○			
	13	物損事故における措置義務違反があった場合		○	○				
公務中の物損事故	14	市側負担額50万円以上かつ過失相殺率が50%を超える場合(13に該当する場合を除く)				○	○		
	15	14以外のもの					○	○	○

《備考》

- 酒気帯び運転を引き起こしたことにより停職処分とされた場合、職員の職位等を考慮して、分限降任処分を行うことがある。
- 刑事処分、行政処分又は違反行為により付される点数のいずれも無い場合は、交通事故、交通法規違反に関する部分については原則的に不問とする。ただし、公務中における物損事故については、この限りではない。
- 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応、職員の職位等も考慮のうえ、加重又は減免することがある。
- 「治療期間」は、違反点数の内容又は診断書の記載から判断する。
- 「悪質な交通法規違反」とは、無免許運転、50km/h以上の速度超過等の、違反行為により付される基礎点数が10点以上の場合をいう。なお、「悪質な交通法規違反」に至らない場合でも、諸事情を考慮の上、注意等を行うことがある。
- 「市側負担額」とは、事故により発生した全損害額(職員側の自家用車の損害額を除く)に、職員側の過失相殺率を掛けた金額をいう(損害保険等適用後の金額ではない)。